二　調査年の九月二十六日から十月二十日までの期間　次に掲げるいずれかの方法
イ　国勢調査員等が調査票を世帯（総務大臣が当該調査年の九月二十日までに前号に定める方法により調査事項に係る情報を受信した世帯を除く。ロにおいて同じ。）ごとに配布し、及び取集する方法
ロ　国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び総務大臣が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（次条第三項第三号において「郵便等」という。）により当該調査票の提出を受ける方法

第九条第二項中「同項の」を「同項第二号に掲げる」に、「第五条第一項第一号イ」を「第五条第一号イ」に、「同項第二号ロ」を「第二号ロ」に、「ことにより」を「方法により」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項に規定するもののほか、調査票の様式その他調査の方法に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第十条第一項中「当該国勢調査において調査すべき第五条第一項各号に掲げる事項」を「調査事項」に、「同項第一号」を「第五条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる国勢調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　前条第一項第一号に定める方法　世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二　前条第一項第二号イに掲げる方法　第五条第二号イ及びホに掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び国勢調査員等による当該調査票の取集に応じる方法

三　前条第一項第二号ロに掲げる方法　第五条第二号イ及びホに掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法

第十一条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、「の規定」を「に規定する方法」に、「又は同条」を「、又は同項」に、「関係市町村長」を「市町村長」に改め、同条第二項中「関係市町村長」を「市町村長」に、「第九条」を「第九条第一項又は第二項」に改める。

第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条の二　市町村長は、天災その他避けることのできない事故により第九条第一項各号に掲げる期間又は前条各項の期限までの間（第三項及び第四項において「調査の期間等」という。）に国勢調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3　総務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、対象となる地域を指定して、調査の期間等を変更することができる。

4　総務大臣は、前項の規定により調査の期間等を変更したときは、直ちに、対象となる地域及び変更後の調査の期間等を告示しなければならない。

（調査事項情報の審査等）

第十一条の三　総務大臣は、第十条第三項第一号の規定により送信された調査事項に係る情報について、速やかに、調査情報ネットワークシステム（総務大臣、都道府県知事及び市町村長の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、当該調査事項に係る情報及び第十二条の二第一項第二号に規定する先行集計事項情報を蓄積し、及び管理するために、総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。以下同じ。）を使用して、総務大臣、都道府県知事及び市町村長が当該調査事項に係る情報（都道府県知事にあつては当該都道府県の区域内に住居を有する世帯の調査事項に係る情報、市町村長にあつては当該市町村の区域内に住居を有する世帯の調査事項に係る情報に限る。次項において同じ。）を閲覧することができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるものを講じなければならない。

2　市町村長は、前項の措置が講じられたときは、総務省令で定めるところにより、調査情報ネットワークシステムを使用して、同項の規定により閲覧することができる状態に置かれた調査事項に係る情報（以下「調査事項情報」という。）を審査するものとし、都道府県知事の定める期限までに、当該調査事項情報の審査を終了し、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定による通知があつたときは、総務省令で定めるところにより、調査情報ネットワークシステムを使用して、調査事項情報を二次的に審査するものとし、総務大臣の定める期限までに、当該調査事項情報の審査を終了し、その旨を総務大臣に通知しなければならない。

第十二条の見出しを「（調査票の審査、提出等）」に改め、同条第一項中「国勢調査員等が」の下に「第十条第三項第二号の規定により」を加え、「その他の」を「及び当該国勢調査員等が作成した」に改め、同条第四項中「その他の調査関係書類」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「審査し、」の下に「当該調査票に」を加え、「その他の調査関係書類」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により市町村長に」を「第一項の規定により国勢調査員等から」に、「その他の」を「及び」に、「及び第十条第三項」を「並びに前項」に、「直接市町村長に提出された」を「総務大臣から送付された」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　総務大臣は、第十条第三項第三号の規定により調査票を提出した世帯の住居が所在する市町村の長に対し、速やかに、当該調査票を送付しなければならない。

第十二条の次に次の二条を加える。

（調査関係書類の審査等及び先行集計事項情報の審査、集計等）

第十二条の二　市町村長は、第十一条の三第二項の規定による調査事項情報の審査及び前条第四項の規定による調査票の審査を行うに当たつては、都道府県知事の定める期限までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　前条第三項の規定により国勢調査指導員が検査した調査関係書類を審査するとともに、都道府県知事に対し、当該調査関係書類を送付すること。

二　総務省令で定めるところにより、調査情報ネットワークシステムを使用して、当該市町村の区域内に住居を有する世帯の先行集計事項情報（調査事項情報及び調査票に記入された事項に係る情報のうち第五条第一号ロ及び第二号ロに掲げる事項に係る情報その他総務省令で定める事項に係る情報をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の審査及び集計を行うとともに、都道府県知事が当該集計を行つた先行集計事項情報（同号において「市町村先行集計事項情報」という。）を閲覧することができる状態に置くこと。

2　都道府県知事は、前項の措置が講じられたときは、総務大臣の定める期限までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　前項第一号の規定により市町村長から送付された調査関係書類を二次的に審査するとともに、総務大臣に対し、当該調査関係書類を提出すること。

二　総務省令で定めるところにより、調査情報ネットワークシステムを使用して、市町村長が前項第二号の措置を講じた市町村先行集計事項情報の審査及び集計を行うとともに、総務大臣が当該集計を行つた先行集計事項情報（第十四条第二項において「都道府県先行集計事項情報」という。）を閲覧することができる状態に置くこと。